

事業計画書

はじめに

公益財団法人として、市民福祉の向上に寄与するという事業団の目的を果たすために、引き続き社会福祉事業（公益目的事業）と介護事業（収益事業）を円滑に行います。

このことは、事業団の事業活動が公益財団法人の社会的な役割を果たすことにつながることから、令和7年度も「社会福祉事業」として、社会福祉施設の管理運営等の施設貸与事業及び社会福祉に関する支援事業や教室、相談支援等を実施し、「介護事業」として在宅で暮らす要介護高齢者や障がい者及びその家族の支援を行っていきます。

また、事業団が運営する「社会福祉事業」の、施設貸与事業のうち、「永井保育所」については、児童数の減少により、存続が検討されているところで、さらに「いわき市健康・福祉プラザ」については、令和7年度末で指定管理期間が終了となるため、令和8年度からの運営について、期中に令和6年度に実施したサウンディング調査結果を踏まえ、いわき市から方針が発表となる見通しです。事業団としては今後の動向を注視しながら対応して参ります。

【事業の構成】

○社会福祉事業（公益目的事業）

1. 施設貸与事業

（老人福祉センター・老人憩いの家、へき地保育所、いわきサン・アビリティーズ、いわき市健康・福祉プラザ）

2. ファミリー・サポート・センター事業

3. 障がい者相談支援事業

4. 健康づくりサポートセンター事業

5. 温泉療法事業

6. ゆったりレッスン事業

○介護事業（収益事業）

1. 指定通所介護事業
2. 指定居宅介護支援事業
3. 障害者生活介護事業

I 【社会福祉事業（公益目的事業）】

基本方針

令和7年度は、いわき市の公共施設の指定管理者として、昨年度に引き続き施設貸与事業である、老人福祉センター、永井保育所、いわきサン・アビリティーズ及び健康・福祉プラザの管理運営を行います。

各施設の管理運営については、施設の利用状況や利用者の意見・要望を聞き、施設運営に反映させることに努めるとともに、市民が常に安全かつ快適な施設利用ができるように努めます。

令和7年度においても、施設の利用環境、利用ルールの整備を図り、円滑な施設管理・運営に努めます。

また、ファミリー・サポート・センター事業等各種事業についても、事業の実施にあたっては、細心の注意を払い、利用者に支障が生じないよう運営に努めます。

なお、インターネット上での情報発信が今後さらに重要になることから、各施設や事業についてのPRや情報発信を行い、幅広い市民の利用に供することができるよう事業団のホームページを充実させます。

令和7年4月1日から公益法人制度関連の法律が改正・施行され、当事業団においても改正内容に沿った運営を求められることとなります。内閣府からの情報収集に努め、更なるガバナンスの強化と財務面での安定した運営を図れるよう努めて参ります。

事業計画

1 施設貸与事業

- ① 老人福祉センター（平・勿来・内郷・四倉）老人憩いの家（小名浜）
地域の高齢者の健康の増進、教養の向上を図るため、趣味の活動やレクリエーションを行う場として施設を提供するとともに、各種相談に応じます。

高齢者なら誰でも無料で利用できる施設である点を広く周知し利用促進に努めます。また、利用対象者が高齢者であることから、前年度同様、高齢者を狙った特殊詐欺に対する講習等を警察署と連携して実施していきます。

- ② 永井保育所

前年度に引き続き、へき地において保育を要する幼児に対し、家庭養育の補完的機関として幼児の保育を実施します。

- ③ いわきサン・アビリティーズ

障がい者の教養の向上及び健康の増進を図るために、趣味や文化活動スポーツやレクリエーションなどの活動を行う場として利用者が快適に施設を利用できるよう適切な維持管理に努めます。

また、小中学校、公民館等においてパラリンピック競技の講師要請が多いことを受け、競技の理解及び普及促進を図ることを目的に、前年度に引き続き車いすテニスなどのスポーツ大会の実施及びパラスポーツ体験教室等を市から受託し開催します。

さらに職員が障害者スポーツ指導員中級取得の要件を満たしたことから、今年度早期に職員の資格取得を進めていきます。

- ④ いわき市健康・福祉プラザ

ア 温泉利用型健康増進施設（クアハウス）

いわき市の代表的自然資源である温泉を利用しながら楽しく健康づくりができる施設であり、各種浴槽や温水プール、トレーニングルームを完備し、運動を普段から生活に取り入れることにより、生活習慣病の予防を支援します。健康運動指導士・温泉利用指導者による教室等を実施し、さらに女性専用トレーニングルームとエクササイズフロアのPRと利用促進を図り、広々とした空間の中、気持

ちよく運動することができる市民の健康維持増進の場となるよう運営を行います。令和7年度末で指定管理期間が終了となることから、令和8年度からの運営について、宿泊研修施設及びデイサービスセンターを含め、市所管課と連絡を密にしながら対応して参ります。

イ 宿泊研修施設

低廉な料金で気軽に温泉保養を楽しめる宿泊施設としてサービスの提供に努めます。また、いわき湯本温泉旅館協同組合と情報交換をしながらPRに努めます。

研修施設については、前年度に引き続き地域社会の健全な発展のために各種団体などに会議や研修の場として提供していきます。

また、浴室付大広間については、手軽に温泉を楽しめる施設として多くの市民の方が円滑に利用できるよう適切な施設管理に努めます。

2 ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい人で行いたい人を会員として登録、組織化して、育児の相互援助活動が行われることで、子育て中の市民が仕事と育児を両立し、安心して働くことができる保育環境をつくることを目的として実施します。

この事業は、国、県、市ともに力を入れている子育て支援事業ですが、事業内容の更なる周知を図るため、ポスターやチラシ配布及び子育て団体が実施するイベントへの参画を通じて広報・宣伝活動を強化し会員増に努めます。

また、初めて利用する方のため、依頼会員相談会を実施し、制度の周知、会員の役割などを体験してもらうよう努めます。

- (1)会員の募集、登録
- (2)相互援助活動の調整
- (3)相互援助活動に必要な知識習得のための研修会の企画・開催
- (4)会員相互の親睦を図るための交流会の企画・開催

3 障害者相談支援事業

障がい福祉サービスを必要とする利用者に対し、サービス利用計画を作成します。必要なサービスの充実と支援に努め、安心して地域で暮らせるようきめ細やかな計画の作成を行います。

また、障がいの状態、年齢、性別、生活の実態に応じ自己決定を尊重した個別的な支援を行います。

4 健康づくりサポートセンター事業

令和2年度から、いわき市健康・福祉プラザ内に新設され、開始した健康づくりサポートセンター事業については、前年度に引き続いて健康運動指導士や管理栄養士などの専門職による運動や栄養、健康の相談・指導を行い、サポートセンター参加者の事業参加に対する効果測定に重きをおいた事業展開をしていきます。

5 温泉療法事業

健康・福祉プラザは、高血圧症や糖尿病などの慢性的な病気の症状の緩和や血栓疾患や脳血管障害の後遺障害等のリハビリなど、様々な効果があるとされる温泉療法が実施できる全国でも数少ない温泉利用型健康増進施設であることから、温泉療法医と連携して温泉療法を実施するとともに、温泉療法の実施内容の周知に努めます。

6 ゆったりレッスン事業

健康・福祉プラザの温泉利用型健康増進施設（クアハウス）のプールを活用し、当館トレーナーが講師となって実施する運動教室です。令和7年度においては、幅広い世代が参加できるよう従来の1コースからコースを2つに増やし、市民の健康増進に寄与するための教室を開催します。

Ⅱ 【介護事業（収益事業）】

基本方針

令和7年度も前年度と同様に、いわき市健康・福祉プラザにおいて、高齢者デイサービス事業及び居宅介護支援事業を実施し、いわき市障害者生活介護センターにおいて障害者生活介護事業を実施します。

いずれの事業においても、在宅で暮らす要介護者の自立的な生活を支援することで、市民福祉の向上に寄与するという事業団の目的を果たしていくものであると同時に、これらの介護事業は、収益事業として事業団の財務面で重要な役割を担うことから、利用者増のため、ケアマネージャー等関係機関との連携

を強め、事業運営の効率化を図り収支状況の改善に努めます。また前年に引き続き、処遇改善加算を取得することにより、介護事業に従事する職員の給与面での待遇をより良くすることで、職員のモチベーションを向上させ利用者増への取り組み強化につなげます。

事業計画

1 いわきゆったり館デイサービスセンター

いわきゆったり館デイサービスセンターでは、利用者が可能な限り、在宅においてその能力に応じ自立して生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者それぞれの要望、目的にあったサービスを提供し、利用者やその家族に満足していただけるような事業を実施します。

デイサービスにおいては、利用者の施設入所や入院、死亡による利用解除が常発生するため、関係各所と連携し、相談会の開催や、デイサービス体験利用を積極的に受け入れるなど、新規利用者増に向けた取り組みに努めます。

2 いわきゆったり館居宅介護支援事業所（ケアプラン作成等）

居宅介護支援事業所では、介護を必要とする方の相談を受け付け、その方の抱える問題点や改善点について把握し、関係機関、サービス提供事業者と連携し、適切な解決策の提案とそれに基づいたケアプランを作成します。また、行政やサービス提供者との連絡調整を行い、ケアプランが有効に実施されるよう管理します。

3 障害者生活介護事業（障害者生活介護センター）

在宅で暮らす障がい者に対する日帰り介護サービスを提供するとともに、家族の介護負担軽減を図り、障がい者の地域生活を支援します。

令和7年度も、全ての利用者の方に良質なサービスを提供し、利用者やその家族の方に満足していただけるように努めます。また、65歳以上の利用者は介護保険施設へ移行することが事前に把握できるため、新規利用者の獲得のために関係機関に積極的に働きかけを行うなど連携を強め、業務の効率化に努めるとともに、収益の確保を図ります。

Ⅲ 【管理部門（法人会計）】

1 業務執行体制等

コロナ渦の収束により、収益事業の業績が回復したことから、令和５年度以降は事業運営の中で事業間のバランスが保たれております。令和７年度においても公益目的事業及び収益事業の実施状況及び収支バランスを検証し、公益目的事業の充実と収益事業の黒字化のために適切な予算の執行や運営が果たせるよう管理部門として支援に努めます。

また、令和７年４月１日施行の新公益会計基準に則り、関係法令等を遵守するとともに、引き続き公益財団法人としてのコンプライアンス重視の組織づくりを進めるため、職員への啓発に努めガバナンスの強化を図ります。

2 情報開示

公益財団法人としての公益性、透明性の確保のためには、情報開示は不可欠であることから、事業計画や事業報告、決算に関する財務諸表、運営する事業の内容などについては、インターネット等を通じて適宜情報を公開していきます。